

明治～昭和初期における島津家の編纂事業

川 島 慶 子

はじめに

本所所蔵の狭義の「島津家⁽¹⁾本」は、国宝島津家文書とは別にして保管されている六二二七点（所在不明分を除く）の史料群（大半が書籍）をいい、その主たるものは、①明治期の旧薩摩藩島津家の磯邸編輯方において作成・収集された史料、②『島津家国事鞅掌史料』の編纂に従事した市来四郎等の編輯方において作成・収集された史料、③明治末期から昭和初期にかけて島津家臨時編輯所において作成・収集された史料である。当該史料は既にマイクロ化もなされており、データベースによる公開に向けた研究の中では、朴澤直秀氏の研究成果⁽²⁾が示され、以下の事柄が明らかにされている。すなわち、一、島津家編輯所における書籍等の受入処理、二、「島津家本」の現行の分類（薩藩・一般による分類、I門・II門による分類）、三、「島津家本」のI門・II門による分類と、『文部省維新史料編纂事務局 所蔵図書目録』の分類記号一・二による分類との一致、四、甲号奥書・乙号奥書の概要、五、市来四郎の編輯方の設置とその業務概要、六、『古文書雜種雜記目録』⁽³⁾記載史料の「雜」ラベルの番号、及び「甲」や「戊」記載ラベル、七、「書籍目録 雜之部」記載史料にみられる「島津編纂」ラベル（以下、「島津家本」に貼付された「島津編纂」と隅に記載のある三段の架番号のラベルを「島

津編纂」ラベルと記す、薩藩・一般的の別は色で表され、上段に門及び類、下段に番、中段に史料名ごとの総数が記されている）貼付以前のラベルの番号などについてである。また、山本博文氏は、「島津家本」が平成十四年（二〇〇二）にマイクロ資料として刊行された際の解題において「島津家本」の概要について述べられ、またそれ以前、同九〇十二年に刊行された『島津家文書目録』全三冊の解題においては、島津家文書の全貌を明らかにされ、白木箱（一・十三番箱、藩政時代には鹿児島藩記録所で管理）の存在、及び磯邸関係書類（中箱六十七番・小箱八十八番・小箱二番箱・小箱朱書四番箱）の存在について指摘されている。

筆者は、平成十二年以来、東京大学史料編纂所の非常勤職員として史料編纂所所蔵未整理古文書・典籍の史料学的調査研究と整理・公開業務に携わり、昨年より宮崎勝美教授、山本博文教授のご指導のもと、業務で「島津家本」の全点確認作業を行うという機会に恵まれた。その際には、「島津家文書目録」三上・三下（東京大学史料編纂所四一七一・九七一七一一一・二）、この二冊の目録と現物との照合作業を行い、「島津編纂」ラベル番号、図書受入番号、受入日、受入種別、史料名、年月日、差出・記主・作成部署・著者・編者・宛所・発行者・発行所、発行年、法量、形態、員数、付属史料、表紙（後補表紙、内表紙を含む）、扉書、島津編纂ラベル以外のラベル、印記、甲号奥書（台本出處種別数

量・贈写人氏名印・着手・完了・校正終了・校定終了・主任印・校正者印・校定者印・副本名称・備考)、破損状況などについて全点調査し、破損しているものについては中性紙に入れる作業を行った。この過程では、所蔵史料目録データベースによる公開を可能にするべく、「島津家⁽⁵⁾本」に含まれる目録を分析した上で、現行の架番号を最小限度で修正した。

本稿では、「島津家⁽⁵⁾本」の所蔵史料目録データベースによる公開に向けた作業の中で垣間見えてきた事柄、すなわち、①旧藩時代の記録奉行職に繋がる明治期の磯邸編輯方の存在と、この磯邸編輯方と市来四郎を中心とした編輯方との関係、②島津家臨時編輯所の成立時期、③鹿児島の磯邸から東京の袖ヶ崎邸への史料の移管、④磯邸編輯方や島津家臨時編輯所作成の蔵書目録の使用時期、⑤島津家臨時編輯所における史料の類別方法やラベル付与などについて明らかにしておきたい。

第一章 明治期島津家の御家譜掛による編纂

第一節 明治期島津家の御家譜掛

本節では、旧藩時代の記録奉行職に繋がる御家譜掛の存在について、この職を務めた得能通古・平田宗高・福島正治の三名の成果などを示しつつ明らかにしたい。

(1) 得能通古

得能通古は、明治七年（一八七四）七月一日に島津家の家政機構内の家扶と、御文書并御書籍掛と、従前通り手透きの際の御伽を命ぜられた。⁽⁶⁾

島津家においては同九年に人員整理がなされたが、その際にも彼は御家譜取調べの統括を要請されている。薩摩藩八代藩主島津重豪の子息・子女の初名、通称、誕生年、出生地、実父母、養父母、配偶者、法名、埋葬地などを記した、『重豪公以来御子様方御名簿』⁽⁷⁾は、明治八年七月十

六日、得能により七十六歳の時にまとめられたものである。藩政時代には記録奉行を務め、白木箱の管理に携わり、編纂業務に従事しており、弘化二年（一八四五）には、江田五郎左衛門国雅とともに「薩藩名臣小伝」を著している。『平田宗高手記』の明治十一年四月六日条には、「一、今藤助左衛門事、御家譜編輯方得能彦左衛門手添被仰付候事」とあり、得能彦左衛門は御家譜編輯方を務めていたこと、明治十一年から今藤が高齢であった得能の助手を務めるようになったことが判る。

(2) 平田宗高

平田宗高については、五味克夫氏・芳即正氏が「斉宣公御譜初巻中」の記載を基に、明治二十一年四月に島津家譜続編編集の業務を命ぜられたことを明らかにしている。⁽¹⁰⁾平田は、藩政時代に記録奉行を務め、白木箱の管理に携わった人物であり、明治七年轻段階では宮崎県中⁽¹¹⁾属を、同十四年の段階では鹿児島県⁽¹²⁾菱刈・姶良・桑原・隅於郡長を務めた。⁽¹³⁾『從軍日録』⁽¹⁴⁾は戊辰戦争時の平田の従軍記録である。彼は、明治二十一年四月八日に磯島津邸家令差出の文書で、御家譜編輯掛を月給十五円で命ぜられた。彼の手による『御家譜編集一件帳』⁽¹⁵⁾には、この文書の写が載せられ、この記録からは、この後数年分の編纂業務の一端を把握することができる。明治二十一年四月八日付の平田宛の辞令書に統いて、

右ニ付、御家令より、編輯方之儀、下町海岸養穀社江被建置、市来四郎致出席候得共、御家譜編輯ニ付テハ、御文書類御藏より出シノレモ有之候ニ付、御邸内江編輯方分席被召建、於同所取調被仰付候旨致承知候事、

との記載があり、この部分から、(二) 市来四郎の編輯方が下町海岸養穀社に置かれたこと、(二) 平田の執務場である編輯方の設置に際して、家譜編纂のために必要な文書の出納が磯邸内の蔵から行われることが考慮に入れられたこと、(三) 平田の編輯方は、市来四郎の編輯方とは別

に、磯邸内に置かれたことが挙げる。平田はこの件について翌日市来に報告し、翌々日の十日より業務を開始している。平田の家譜編纂業務は、家令の了承を得て、斎宣代から始められた。平田は同二十四年二月七日に、写本作成等の用途で一年分の用紙の概算要求を執事方に行つたが、その際には伊地知方旧記の編集用・伊地知方地誌備考編集用、すなわち伊地知季通の編集分までを含めて行つてている。

(3) 福島正治

「島津家本」の中には、「福治」・「薩陽土源朝臣虎嘸福島図書」の印文の蔵書印が押された書籍が存するが、これは福島正治の蔵書である。福島は鹿児島県厅に勤務した人物で、その際に農商務課に配属されていたことは確認できる。¹⁶⁾彼は磯邸編輯掛として、忠義の指示で『薩摩陶器之濫觴』をまとめ、このほか『故従一位勲一等公爵島津忠義公略歴』¹⁷⁾や島津忠久の出自に関して伊地知季安説を検討した『秘伝島津譜図備考』¹⁸⁾を著している。明治三十年代には白木箱の管理をしているが、これは藩政時代に記録奉行が行つた業務である。磯邸保管の文書の一部は明治三十七年に東京袖ヶ崎邸に移管されたが（後述）、彼は袖ヶ崎邸内において少なくとも明治末期まで編纂業務に携わっていた。彼が編纂業務のために借用した書籍の一部は大正三年（一九一四）に島津家臨時編輯所の蔵書点検の際に文書箱に返納されている。¹⁹⁾

第二節 磯邸編輯方の業務

本節では、磯邸編輯方の業務内容についてみていく。明治三十四年磯邸編輯方事業取調書²⁰⁾には、この部署の業務内容に関する磯邸編輯方がまとめた明治三十四年三月二十五日付長谷場長寛宛の書付が載せられている。概略を箇条書で記すと、

一、島津久明所蔵の元禄から文久迄の用帳と雜錄計十冊謄写、

- 一、土地部用小村新田に関する史料の書写、
- 一、家従要請の土地部業務への協力、
- 一、家従要請の島津家本家の墓所絵図の書写、
- 一、家従要請の御譲御腰物帳・御小道具帳の書写、
- 一、土地課用の絵図の書写、
- 一、御道具掛四名の履歴書の書写、
- 一、東京袖ヶ崎迫水部長要請の薩摩焼陶磁由來沿革取調方、
- 一、山本家令要請の川上左京戦死の顛末・埋葬地取調方、
- 一、御文書目録四冊の謄写、
- 一、出水郡中出水村加紫久利神社由緒等取調方、
- 一、斎宣代の家譜八十四冊編纂、
- 一、齊興代の家譜草稿整頓、
- 一、土地部要請の旧藩御表方御勘定方・御内用方・三島方・宰相様御代御取立取調方
- 一、齊彬代の家譜草稿編纂、
- 一、島津家小林山林に関する証拠書類取調方、
- 一、忠義の命による忠久代からの蔵書の家譜十一冊書写、
- などである。これら記載からは、磯邸編輯方においては、家令—家扶—家從ラインの家政機構から指示が出されて、家譜編纂以外にも、種々の調査・書写業務を行つていたことが把握できる。例えば、薩摩焼陶磁由來沿革調査は、東京袖ヶ崎の迫水部長から指示が出ているが、迫水は家扶である。この調査は先述の如く、この指示以前に忠義の命令で家従瀧聞を介して指示が出され、その際には福島が調査・提出し、また迫水から指示が出された際にも福島が対処した。²¹⁾
- 一、加えて、磯邸編輯方は、藩政時代に記録奉行の業務であった御文書箱の管理にも携わっている。この部署で明治二十一年から手掛けた斎宣代

の家譜は、八十四冊にまとめられ、同三十七年十一月十一日に表装が成り、御文書目録六十七番の史料として保管された。²⁴⁾『白木御文書目録

従拾參番箱至拾四番箱』には、「一、忠重公 海軍兵学校へ御入校ニ付、
明治三十七年十一月十二日 御神靈へ御奉告文壹通、明治三十七年十二
月九日家扶迫水久中ヨリ被渡候ニ付、編輯掛福島嚴之介拾四番箱へ納候
事」²⁵⁾とあり、これより、編輯掛である福島が家扶迫水の指示で白木箱
の出納を行つていた様子が掴める。

第二章 市来四郎等の編輯方と島津家臨時編輯所

第一節 市来四郎等の編輯方

市来四郎等の編輯方の設置・業務内容については、明治期に島津家の
家扶・家令を務めた東郷重持が記した「編集方御取設顛末」²⁶⁾や「市来四
郎君自叙伝」²⁷⁾を基に以下の諸点、すなわち、①明治十五年に市来等が彼
らの願い出により久光・忠義から斎彬の言行録の編輯を下命されたこと、
②市来が『旧邦秘録』を編集し、忠義・久光の上覽に供したこと、③同
十八年に鹿児島農民館跡に市来等の編輯所が置かれたこと、④同二十一
年五月に宮内大臣から島津・毛利・山内・水戸家に対し、嘉永六年から
明治四年迄の旧藩内における事蹟を記録し、三年間の内に呈上するよう
命ぜられたこと、この命を受け、島津家では東京に編輯方出張所を設置
したこと、⑤同二十三年に編輯方を東京に一本化し、提出する際の書名
を「島津家国事軟管史料」としたこと、⑥同三十二年に事業の中止を命
ぜられ、三十三年迄とされたことなどが明らかにされている。²⁸⁾

磯邸編輯方の記述である『明治三十四年磯編輯方事業取調書』には、

過般市来四郎方ヨリ御受取相成候書籍、目録御整頓ノ上ハ、乍御手
数該目録丈ハ惣テ御謄写ノ上、御送付被成下度候也、

移管され、目録が移管先で作成されたこと、磯邸編輯方が目録の送付を
希望したことなどが掴める。

また、この取調書には、

市来四郎此内ヨリ御家譜編纂ノ如キハ、御子様ノ御事蹟ハ勿論、順
序ヲ経テ編著ノ譜ニ無之、諸家々ノ日記、人ノ□頭聞書覧留ノ類ヲ
以テ、御家譜ト称シ、編纂致サレ候ヤ、始メハ ^{平出}齊彬公御履歴取調
ト相成候處、中比ヨリ御家譜編纂ニ相成、然ルニ近□ニハ、^{開字}朝廷

上ノ編纂ノ如ク、天下ノ政務ノアルトアラユル事蹟ヲ記載セラレ、
当務所ハ御當家之御家譜、^{平出}御先代様方ヨリ今日迄ノ御家系及御事

蹟ハ勿論、奥向御内証ノ事迄、世間ニ発表スベカラサル御内密ノ事
迄モ編著從事致ス候也、

とあり、この部分からは、藩政時代の記録奉行に繋がる磯邸編輯方の、
市来等の業務に対する批判的態度が感じられる。旧藩時代の記録奉行に
繋がる立場で、磯邸内保管の文書を利用して家譜編纂を行つた磯邸編輯
方の自負心が読み取れよう。

この取調書作成の時点では、未だ忠義代の家譜の起草はなされていな
かつたようであり、磯邸編輯方は、忠義代の家譜編纂に際しての史料收
集の希望を述べ、市来が農民館跡（下町海岸養穀社）で謄写した史料の
郵送を依頼している。郵送を希望した史料は、『伊地知正治日記』八冊、
『得能氏所蔵書翰集』一冊、『鎌田正純日記』五十六冊、『樺山資之日記』
十五冊、『小松帶刀日記』十二冊、『桂久武日記』十二冊、『新納立夫書
翰集』八冊、『田中源五左衛門漫録』三冊、『磯永孫四郎自記』三冊、
『木原甚助覚書』二冊、『汾陽次郎右衛門覚書』一冊、『武井四郎太自記』
一冊、『榊六郎自記』一冊、『川畑伊右衛門漫録』三冊、『石澤六郎覚書』
二冊、『山内堅助覚書』二冊、『山田宗一郎漫筆』一冊、『弓削正継自記』
一冊、『大慈寺柏州和尚自記』一冊、『中路延年自記』一冊、『池田仲太

『郎覚書』一冊、『五代直左衛門琉球秘策』一冊、『市来政直日記』八冊、『喜入又山記臆書附』一冊、『池上四郎記』二冊である。これら史料は、若干冊数が異なるものもみられるが、『島津家国事執掌史料引用書目』⁽²⁹⁾において確認することができる。

第二節 島津家臨時編輯所と御家譜掛

忠義の次代に当主を務めた忠重の隨想録『ばばたき』⁽³⁰⁾の中には、袖ヶ崎邸内に島津家臨時編輯所が置かれたこと、大正期に歴史の専門家が所員として採用されたことなどが記されている。それでは島津家臨時編輯所は何時頃成立したのであるうか。

朴澤氏は、「島津家本」に押された団書受入印の中で、明治四十年受入のものが最も早いものとされ、また『旧藩事蹟編纂材料書類総目』⁽³¹⁾の表紙の記載にも注目されている。この総目は、旧藩事蹟編纂の中で作成・収集された史料の目録で、明治三十五年一月の調査においてまとめられ、同三十九年の臨時編輯所における再調査において加筆がなされたものである。

明治期の島津家本家には、家譜編纂や調査・書写業務を行う磯邸編輯方と、旧藩の事蹟を調査し、中央政権呈上用の「島津家国事執掌史料」の編纂行う市来四郎等の編輯方が存し、いずれも「編輯方（或いは「編集方」）」と呼ばれていた。『旧藩事蹟編纂材料書類総目』には後補表紙、公爵島津家臨時編輯所野紙の内表紙、拝借書類五点を記した野紙に統いて、原表紙がある。原表紙には墨書「明治三十五年一月調整 御材料書類計算書 旧藩事蹟編纂方」を、鉛筆書「同三十九年十一月五日再調保管材料書類計算書 臨時編輯所」に改めた記載がある。「旧藩事蹟編纂方」とは、この呼称で呼ばれていたかは別として、市来四郎等の編輯方のことであろうが、この『旧藩事蹟編纂材料書類総目』は市来四郎等の手で作成されたものではないと考える。なぜなら、この目録の中には、「磯御邸編纂本局并東京出張所編纂局雑書類 一括」との記載があるからである。先述した如く、磯邸内に置かれたのは、藩政時代の記録奉行に繋がる家譜編纂等を行う磯邸編輯方であり、市来の編輯所は鹿児島下町海岸養穀社に置かれ、明治二十五年頃には編輯所が東京に一本化されたのである。⁽³²⁾「磯御邸編纂本局」という記載は誤りであり、この

目録は『天保年間索引』で始まるが、その前には紫色の鉛筆で「○印ハ、三十九年十二月六日御道具掛へ計算書提出之為メ、清書ト引合ノ印ナリ」と記されている。そして頁数や類別ごとの総数の上にはこの引合作業を示す「○」印が同じ紫色の鉛筆を用いて記されている。総計の部分には、墨書「総計五千百五拾六冊・五百五拾九綴・十三括」と、紫色の鉛筆で冊数の「五」を「四」に、「六」を「九」に改め、冊数を「五千百四拾九冊」とした記載がある。そして冊数の下に、七冊減となつた理由を「勝田氏ニ返戻ノ七冊ヲ除ク」と記している。

記載は、当目録が市来等編纂を手掛けた者以外が作成したことによる誤記と考える。

島津家臨時編輯所の成立時期について、明確に示す史料は管見の限り存しないが、『旧藩事蹟編纂材料書類総目』や『明治三十四年磯編輯方事業取調書』などの記載を考え合わせると、島津家臨時編輯所は市来等の編輯方解散後、明治三十九年迄の間に成立したと推断しうるであろう。

第三章 磯邸編輯方・島津家臨時編輯所における史料の整理

第一節 磯邸編輯方作成・収集史料の整理

本節では、磯邸編輯方・島津家臨時編輯所における史料整理の様相を明らかにし、「島津家本」の形成過程を以下三点の目録を通して考えてみたい。

(1) 磯邸編輯方作成『書籍目録』(薩藩I門十一類八番)

当目録は、磯邸編輯方によつて作成された蔵書目録である。表紙右下に「磯邸編輯方」と作成部署が記してある。磯邸編輯方の存在そのものは、藩政時代の記録奉行、明治前期に得能通古が任せられた御家譜掛には、繋がるものであるが、設置の時期は、先述した磯邸編輯方の執務場の置かれ方からすると、平田宗高が任せられた明治二十一年と言えるであろう。つまりこの目録は、二十一年以後に磯邸編輯方において作成され使用された目録と言える。目録は、内容によつて類別され配列されている。分類について箇条書で記すと、

- 一、年譜日記類之部（一一三番箱）
- 一、古文書旧記系図部（四番箱）
- 一、諸家筋由緒（五番箱）
- 一、地誌類之部（六一八番箱）
- 一、布令条目類（九一十番箱）

一、履歴伝記（十一番箱）

一、軍記之部（十二・十三番箱）

一、雑書・群書合輯（十四番箱）

一、雜鈔錄類（十六番箱）

一、談話之部（十五番箱）

一、他邦諸書（十七番箱）

一、詩歌文集之部（十八番箱）

一、三国名勝図絵（十九番箱）

一、群書類従（二十番箱）

一、大鑑・増鑑・水鑑（二十一番箱）

一、東鑑・東国通鑑・大日本史・略御系図・御系図系統艸案・島津氏家譜・略御系図（二十三番箱）

となる。年譜日記類之部一番は、「公用控 公私控」で始まるが、これは薩藩I門十二類三十三番の三十一の「磯島津邸編集方之印」印が押された「公用控 公私控」と考えられ、この史料には、明治二十八年の平田宗高の付記がある。『書籍目録』記載史料の七割強は「島津家本」として伝來し、その九割半が家譜の参考史料として、薩藩I門十二類三十三番に配架されている。

諸家筋由緒五番箱冒頭には、「御家古伝秘考」が記されているが、これは薩藩I門十二類三十三番の一九九の「御家古伝秘考」と考えられる。この史料には、「磯島津邸藏書之印」印があり、表紙には「伊進上」を抹消した跡がみられる。「伊進上」とは、明治二十三年に伊地知季通が進上した書籍であることを明確にするため付された表記である。伊地知季通進上本の中には、「御家古伝秘考」の如く、この表記を抹消したものがいる。『御家古伝秘考』は、明治二十三年に伊地知季通が進上した際の目録である『磯島津邸工進上書類目録^{〔34〕}』に掲載されていることから

して、『御家古伝秘考』が諸家筋由緒五番箱に納められたのは二十三年以後のことと考えられる。

年譜日記類之部三番箱には、『日記秘要』があり、この書名の下には、「伊地知季安 同季通方へ返付」との記載がある（「伊地知季安」と「同季通方へ返付」とは別筆）。季通は三十四年に亡くなるが、この「伊地知季通方へ返付」との記載は、季通生存中に認められたものである。⁽³⁵⁾

そして、古文書旧記系図部四番箱には、『山田聖栄自記』があり、それには「山崎持來」、軍記之部十三番箱には『三州御治世要覽』があり、それには鉛筆書で「山崎氏三十七年六月、内壱冊不足」との記載がある。磯島津邸から袖ヶ崎への文書の移管は何度かに分けて行われたと考えられるが、国宝島津家文書の一部や「島津家本」の一部が三十七年島津家家従の山崎隆篤によつて磯邸から袖ヶ崎へ送られている。国宝島津家文書においては、宝鑑二帖、斎宣の叙位任官文書、御正統御記録箱、統編家久公御譜、御支流御記録箱、島津氏正統統譜に加えて、御文書の一部がこの際に移されている。

さらに、年譜日記類之部三番箱に『大河平御入之日記』、同箱に『木村探元日記』、地誌類之部六番箱に『延陵世鑑』、布令条目類十番箱に『美々津県諸見合留』、同箱に『熊本要略・要用集抄・当番頭座書付』、同箱に『明和手札改条目』、履歴伝記十一番箱に『新撰姫鏡』、同箱に『久光公薨去一巻』、談話之部十五番箱に『加治木古老物語抜書』、同箱に『旧話抄』、同箱に『旧話錄』、雜鈔錄類十六番箱に『旧今典集』があるが、この部分には鉛筆書で「二八」とある。この漢数字「二八」とは、薩藩II門十一類二十二番の「書籍目録」の二八番箱のことを示していると考えられる。

以上を考え合わせると、磯邸編輯方作成の書籍目録は、明治二十一年に設置された磯邸編輯方によつて作成された後、蔵書管理目録として利

用され、薩藩II門十一類二十二番の「書籍目録」作成後にも参照されたことが掴める。

(2) 島津家臨時編輯所作成「明治三十九年十二月旧編輯方御家譜参考書籍目録」

この目録は、『島津家 小松家 町田家蔵書目録稿本』（薩藩I門十一類十四番）の中に含まれる目録である。『島津家 小松家 町田家蔵書目録稿本』所収の目録の内容を箇条書き記すと、

一、「白木御文書目録」十三・十四番箱（忠義への旭日大綬章下賜・現品賞勲局へ返納に関する書付一通ほか）

一、「忠備公白木御文書目録」一番箱（二通）

一、「明治三十九年十一月旧編輯方御家譜参考書籍目録」（一一九番箱）

一、「御文書惣目録」（一一七・九一）（十三・二十四・三十六・三十七一六十八）

一、「旧御番所御格護御文書目録」

一、「白木御文書目録」（一一十四箱、忠備公白木御文書目録一番箱）

一、「御当家正統御家譜副本」

一、「十一・十六番箱

一、「十番箱（群書輯錄）

一、癸丑三月十三日蔵入（大日本史・大鏡・東鑑・東国通鑑・三国名勝図絵・通昭錄・歴代制度）

一、五月二十一日自福島家持帰之分（九十一冊）

一、「書目録」（磯御殿御藏書目録内）

一、「大正四年二月磯邸ヨリ到着ノ書籍目録」（嘉永雑錄・天保雑錄・弘化雑錄など）

一、一番箱（黒塗文庫）・二番箱（樺色革文庫）・三番箱（黒塗文庫）

一、追加

一、不足（箱ごとに欠本を列記）

一、在維新史料編纂会（四十冊）

一、「小松家禰寢氏正統文献目」

一、「町田氏系譜旧記及家藏品種目録」

となる（「白木御文書目録」の記載は重複）。「白木御文書目録」（一一四箱、忠備公）、「明治三十九年十二月旧編輯方御文書目録」、「御文書惣目録」、「旧御番所御格護御文書目録」、「御当家正統御家譜副本」、一一十六番箱、十番箱に納められた史料は、いずれも磯邸編輯方において管理されていた史料である。明治三十九年作成の目録名に「旧編輯方」とあるので、この頃には既に「磯邸編輯方」は存在しなかつたことが確認できる。磯邸編輯方は、旧藩時代の記録奉行に繋がる存在で、御家譜掛とも呼ばれたことについては先述したが、「磯邸編輯方」が「旧編輯方」と呼ばれるようになつた時点でも、「御家譜掛」という呼称と職は存在した。『島津家小松家町田家蔵書目録稿本』においては、一番箱から十六番箱までが、九番箱と十番箱の間で二分された記載についているが、一連の箱番号として把握できる。そして六番箱迄の記載は、箱替えがなされたものについては磯邸編輯方作成の『書籍目録』の記載に沿つている。

注目すべきは、九番箱に「皇室之藩屏 一冊」との記載があることである。この史料は前述の如く、明治三十九年十二月六日に島津家臨時編輯所から島津家の御道具掛への計算書提出のためになされた蔵書点検によつて、「御家譜掛」の調査分とするべく削除された史料である。「五月廿一日自福島家持帰之分」にみられる史料の内、『琴月様御養子願之儀伊勢貞昌相勤候事件調』は五番箱に、『群書輯錄』は十番箱に、「日史」は二番箱に返却されている。『日史』の書名の上には、朱書きで「大正

三年調、完」、書名の下に「不足分十巻、福島宅より持帰」との記載のあることから、磯邸編輯方であった福島正治のこれら借用分が文書箱に返納されたのは、大正三年のことと考えられる。

一番箱から十六番箱までの史料の七割は現存し、「島津家本」の薩藩I門十二類三十三番に配架されている。一番箱から十六番箱の中に記載のみえる史料で、磯邸編輯方作成の『書籍目録』に記載されていない史料の中には、「磯島津邸蔵書之印」印が存するものや、明治二十三年の伊地知季通進上本が含まれる。「總裁室ニアリ」・「小牧様御覽中」・「有馬氏ニ」などの記載もみられ、旧編輯方すなわち磯邸編輯方によつて管理されていた史料を、島津家臨時編輯所の所員が利用している様子が掴める。十六番箱の最後に記載された史料名の上に「大正四年十二月製」とあること、「大正四年二月磯邸ヨリ到着ノ書籍目録」があることなどからして、『島津家 小松家 町田家蔵書目録稿本』は、少なくとも大正四年迄利用されていた目録と考えられる。

（3）『書籍目録』（薩藩II門十一類二十二番）

この目録には、薩藩I門十二類三十三番に配架されている史料の大半が載せられ、目録記載の史料名の配列は、現行の薩藩I門十二類三十三番内の史料番号にほぼ即している。島津家臨時編輯所作成の「明治三十九年十二月旧編輯方御家譜参考書籍目録」における六番箱までの記載が、箱替えがなされたものは除き、磯邸編輯方作成の『書籍目録』に沿つていたことを考へるならば、この『書籍目録』は、『島津家 小松家 町田家蔵書目録稿本』が現用目録として不都合が生じてきた頃に改めて作成された目録と言えるであろう。『島津家 小松家 町田家蔵書目録稿本』が大正四年の段階で使用されていたことからすると、當目録の作成はこの年以後に行われたと考えられる。

この目録には、『古文書雜種雜記目録⁽³⁶⁾』記載史料の表紙に存するラベ

ル（「一五」と記載したラベル）と同じラベルが存し、この旧ラベルの上に「島津編纂」ラベルを貼付している。加えて、目録には史料名ごとに史料番号が記され、その番号は現行の架番号（島津編纂ラベルに記載された番号）通りである。また、若干はあるが、史料の配列に史料番号順ではない部分があり、このことからは、この目録が史料名に一斉に番号を与え、その後に箱ごとの最初或いは最後に、未記載の史料とその史料番号を追記した目録を台本として、史料の順序を入れ替えせずに最初から書写して作成されたものであることが推測される。

当目録には、『古文書雑種雑記目録』に加えて、『古文書雑種雑記目録』に記載された史料が一括にされて載せられている。これら総数六十冊の史料が一括にされていた様子からは、この目録が作成された段階では、未だⅠ門・Ⅱ門、薩藩・一般、一から十五類によるラベル化はなされていなかつたようすに推測できる。

第二節 「島津家本」へのラベル付与

島津家編輯所では、Ⅰ門・Ⅱ門、薩藩・一般、一から十五類によつて史料を分類し、「島津編纂」ラベルを付与して整理したが、「島津家本」の中にはこのラベルの下に、「甲」・「丁」・「戊」と記されたラベルがあるものが存する。このラベルは、「島津編纂」ラベルが付与される以前に貼られたラベルで、このラベルからは、Ⅰ門・Ⅱ門、薩藩・一般、一から十五類による分類がなされる以前に行われた整理方法を窺うことができる。なお、「甲」・「丁」・「戊」記載ラベルの内、確認しえたものは、これらラベルの上に「島津編纂」ラベルが貼付されなかつたものや、これが剥がれたものなどであるため、ここでは、「甲」・「丁」・「戊」記載ラベルと同一の寸法・デザインのラベルも含めて分析することにする。

(1) 「甲」記載のラベル

「甲」ラベルは、明治四十四年から大正六年迄に受入れられた史料十点に貼付されている。この中には、明治四十二年から大正九年迄、ほぼ毎年で受入れられた史料である『歴史科教授用参考掛図』が存する。旧ラベルが何時頃貼付され、何時頃から「島津編纂」ラベルに切替えたかについては、未だ明確にされていないが、この点を明らかにするには、この史料の旧ラベルの貼付状況を確認することが有効である。この史料には、大正六年受入分迄旧ラベルが貼付され、大正七年以降の受入分については貼付されていない。同様に、同六年から七年にかけて受入れられた『日本歴史図録』について確認してみると、「甲9—1」の記載のある旧ラベルが存すること、大正六年五・六・七・八・十月に受け入れられた分に旧ラベルが存すること、同七年十一月以降に受入れられた分に旧ラベルが存しないことが把握できる。

(2) 「丁」記載のラベル

このラベルは、薩藩Ⅱ門に存する『島津国史』のみに貼られている。

(3) 「戊」記載のラベル

「戊」記載のラベルを番号順に並べてみると、「戊1」から「戊32」までが書翰集、「戊33」から「戊45」までが日記、という順序になつてゐる。このラベル化の際の整理方法からは、ある時期にまとめて一斉にラベルを付与した様子が窺い知れる。薩藩Ⅱ門に存する『有馬一郎（義成）日記^{〔37〕}』の内表紙裏には貼紙があり、そこには、「此日記ハ弘化三年即チ今大正六年ヲ距ルコト寒ニ七十有二年ナリ。」とある。この史料には「戊40」のラベルがあることから、「戊40」以降のラベルが大正六年以前に貼られた可能性はないと判断できる。加えて、「島津編纂」ラベルは、「戊」記載ラベルの上に貼付する形で貼られていることからして、Ⅰ門・Ⅱ門、薩藩・一般、一から十五類による整理、ならびに「島津編纂」ラベルの付与は、大正六年以前ということはないと判断できる。

以上、「甲」・「丁」・「戊」記載のラベルについて個々に指摘を行つた。「甲」・「丁」・「戊」記載のラベルは、寸法・デザインが同じである。⁽³⁸⁾忠重は『はばたき』の中で、袖ヶ崎邸の改築工事について、大正三年に開始された第一次世界大戦によつて一時中断したが、同六年に完成したと記している。①「甲9—1」の記載のある史料が大正六年五月十五日に受け入れられた史料であること、②「甲」記載のラベルが大正七年以降みられないこと、③「戊40」記載のラベルは、大正六年以前に貼付された可能性はないこと、④「戊」記載ラベルが、書翰集、日記の順でラベル化したことなどを考え合わせると、この旧ラベルは、大正六年頃に貼付された可能性が高いように思われる。袖ヶ崎邸の改築工事が終了し、史料点検が行われたのかもしれない。

第三節 分類記号 I 門・II 門による整理

I 門・II 門の分類は、朴澤氏が指摘された通り、『文部省維新史料編纂事務局 所蔵図書目録』の図書の受入方に基づく分類一・二と同様である。⁽³⁹⁾「島津家本」においては、I 門に「購入」・「寄贈」扱いのもの、II 門に「作成」扱いのものが割振られている（若干相違あり、例えば I 門の十四類には補欠分の作成史料があり）。「引継」扱いの史料は I 門・II 門双方に存するが、この内、磯邸編輯方の作成・収集史料は薩藩 I 門十二類三十三番と一般 I 門十一類七十八番に、市来等の編輯方の作成・収集史料は II 門に配架されている。I 門には若干、「市来蔵書」印が押された史料があり、薩藩 I 門十二類三十三番内の『歴代制度』がその例である。薩藩 I 門十二類三十三番内には『歴代制度』が二種類あり、一つは磯邸編輯方で作成されたもの、いま一つは市来等の編輯方で作成されたものである。後者は、市来の手による補欠分が含まれる史料で、『日藩事蹟編纂材料書類総目』に掲載されている。この史料が I 門とさ

れたのは、磯邸編輯方作成の「歴代制度」との関係や、市来の補欠分が含まれることが整理の際に考慮に入れられたためであろう。

薩藩 II 門二類二十三番から二十六番の甲号奥書の備考には、「本書台本ハ、磯邸ヨリ引継タルモノナリ」とある。磯邸から引継いだ史料とは、薩藩 I 門二類六・七・八番の史料である。この事例から、「作成」史料（写本）を II 門に、磯邸からの引継本（写本作成の際の台本）を I 門に割振った様子が掴める。

写本作成は史料保存を目的としても行われており、薩藩 II 門三類百九十番の甲号奥書の台本出処種別数量に「本所旧蔵雑書ノ内一冊」、甲号奥書の備考に「本書ノ台本ハ、保存ニ堪ヘ難キモノニ付、廢棄セリ」とあることから確認できる。

薩藩 II 門三類百六十八番『豊山利武公用控』の甲号奥書の台本出処種別数量には、「本所所蔵写本一冊」とある。「本所」、すなわち島津家臨時編輯所に所蔵される写本とは、薩藩 I 門十二類三十三番に配架された明治期に磯邸編輯方によつて管理され、大正十二年に他の旧磯邸蔵書とともに引継史料として登録された写本『公用控 公私控』のことである。

第四節 「島津家本」にみられる蔵書印

最後に、「島津家本」に押された蔵書印について主なものを挙げておく。

(1) 「島津家編輯所」印、この印は「島津家本」の九割に押された印である。大正期までの受入分には、一・八×一・五センチのものが使用され、冊子の場合には、内表紙・冒頭・末尾に押されている。昭和の受入分には、内表紙・冒頭に約三センチ四方のものが、また末尾には一・四×一・二センチのものが使用されている。「島津家編輯所」印が押されていない史料の大半は、昭和の受入分である。

(2) 「公爵島津家編輯所図書之印」印、この印の初見は、大正九年六月一日の受入分においてである。二八一七点に押され、昭和十年（一九三五）の受入分まで確認できる。

(3) 「磯島津邸編集方之印」印、この印はI門のみにみられるもので、磯邸編輯方の蔵書印である。I門十一類八番の『書籍目録』一冊及びI門十二類三十三番の史料三十五冊に押されている。

(4) 「磯島津邸蔵書之印」印、この印はI門のみにみられるもので、磯邸編輯方の蔵書印である。I門十一類八番の『書籍目録』一冊印である。I門七類一十八番の史料一冊、I門十一類八番の『書籍目録』一冊、I門十二類三十三番の史料一二九冊に押されている。

(5) 「虎嘯福島図書」印、この印は磯邸編輯方を務めた福島正治の蔵書印である。I門八・九・十四類の史料四冊に押されている。

(6) 「薩陽士源朝臣虎嘯福島図書」印、この印も福島正治の蔵書印で、I門九類の史料一冊、I門十二類三十三番の史料三冊に押されている。

(7) 「福治」印、この印も福島正治の蔵書印で、I門の一・三・七・八・九・十二類の史料六冊に押されている。

(8) 「伊地知氏珍藏」印、この印は伊地知家の蔵書であつたことを示す印であり、I門十二類三十三番の二十六冊に押されている。

(9) 「市来藏書」印、この印は市来四郎の蔵書であつたことを示す印で、I門では三冊、II門では四六冊に押されている。

おわりに

以上、本稿では、本所所蔵の「島津家本」のデータ公開に向けた作業を通して得られた事柄を記した。以下、主要な点をまとめつつ、課題を示しておきたい。

明治期の島津家には、家令一家扶一家従のラインからの指示で家譜編纂や調査・書写業務を行う磯邸編輯方と、同じく同ラインからの指示で

旧藩事蹟の編纂を行う市来四郎等の編輯方が存し、いすれも「編輯方（或いは「編集方」）」と呼ばれていた。前者は、旧藩時代の記録奉行に繋がる存在で、「磯邸編輯方」が「旧編輯方」と呼ばれるようになつた明治三十九年頃にも「御家譜掛」として存在し、一方後者は、中央政権呈上用（呈上には至らず）の『島津家国事執掌史料』の編纂を行う部署であった。磯邸内に置かれたのは磯邸編輯方であり、市来等の編輯方は鹿児島下町海岸養穀社に置かれた。磯邸編輯方が磯邸内に置かれたのは、市来等の編輯方設置後のこと（尚、明治初期に御家譜掛は存在、本稿第一章第一節参照）、業務上磯邸内の蔵からの文書の出納があるということが考慮されたことであつた。市来等は磯邸内の蔵の文書の出納には携わっていない。磯邸編輯方が蔵の文書の出納に関与していた様子や、国宝島津家文書や「島津家本」の一部が、明治三十七年に島津家家従山崎隆篤の扱いで磯邸から袖ヶ崎邸に送られた様子は、磯邸編輯方作成の『書籍目録』や『御文書目録』・『白木御文書目録』の記載から窺い知ることができる。

島津家臨時編輯所の成立時期を直接的に示す史料は管見の限り存しないが、この部署の成立は、『旧藩事蹟編纂材料書類総目』や『明治三十四年磯編輯方事業取調書』などの記載から、市来等の編輯方解散後、明治三十九年迄の間と考えられる。

島津家臨時編輯所においては同三十九年に、磯邸編輯方作成・収集史料の目録をこの編輯方の蔵書目録を基に作成し、また同じ年に、市来四郎等の作成・収集史料の蔵書点検を同三十五年に作成された旧藩事蹟編纂方の編纂材料の目録を行つた。この段階では、島津家臨時編輯所においては、磯邸編輯方の作成・収集史料を、自所における保管材料と分けて、「御家譜掛」の扱いとして認識していたが、大正期には双方の史料を編纂業務の中で利用し、『薩藩史料稿本』などをまとめている。

「島津家本」の「島津編纂」ラベル（現行の架番号）の下に貼られた旧ラベルには、二種類あり、この内、「甲」・「丁」・「戊」記載のラベルは、袖ヶ崎の改築工事が終了した大正六年頃に貼られた可能性が高いことが明らかになり、「文部省維新史料編纂事務局 所蔵図書目録」の分類に即した「島津家本」の整理、「島津編纂」ラベルの付与の開始はこの後のことであることが確認された。

「島津家本」のⅡ門には、市来等が編纂した『島津家国事鞅掌史料』であったことを示す「元国事鞅掌史料」印が押された書籍が多数存する。その中には、例えば『御文書目録』・『白木御文書目録』の如く、「元国事鞅掌史料」印を赤鉛筆で消したものがある。この記載からは、「元国事鞅掌史料」印が、旧藩事蹟の編纂を行つた市来等の手で押されたものではなく、一定程度時が経過してから押されたものがあつた様子が窺い知れる。

国宝島津家文書には、磯邸編輯方の作成・収集史料が含まれるが、これはこの掛が磯邸内の蔵に保管された史料（国宝島津家文書）の出納を行ひ、かつこの史料を利用して家譜編纂を行つていたためである。

明治から昭和初期の島津家の家譜・旧藩事蹟の編纂実態については未だ未解明な部分が多く、また本稿においても触れていない。この解明のためにには、家譜史料の分析についてまずは伊地知季安・同季通の筆跡について把握する必要がある。またⅡ門においては、市来等の編纂実態、島津家臨時編輯所の編纂実態と分けて明らかにしていくことが可能であり、このためには、表紙や冒頭の貼紙の下の記載に注意し、目録を利用して『島津家国事鞅掌史料』の復元作業を行う必要があろう。

〔註〕

(1) 広義の「島津家本」には、山本博文編『島津家文書目録』Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ

(東京大学史料編纂所、一九九七年・一九九九年・二〇〇〇年）に掲載された史料（本所での呼称は「島津家文書」と、東京大学史料編纂所編『島津家本フィルムインデックス』（二〇〇〇年）に掲載された史料（本稿の素材、本所での呼称は「島津家本」）の双方が含まれると考える。前者の大半は、国宝指定を受けた史料であり、後者の中には、現在は特別収蔵庫に別置されている重要文化財の指定を受けた『旧記雑録』が含まれる。筆者は、以下の諸点、すなわち、①狭義の「島津家本」の中には、旧藩時代の記録奉行に繋がる磯邸編輯方において作成・収集された史料が含まれること、②明治期に磯邸編輯方では、磯邸の蔵に保管された史料の出納に携わり、この史料を利用して家譜編纂を行つていたこと、③磯邸編輯方の作成・収集史料は、明治三十九年（一九〇六）頃、すなわち磯邸編輯方が「旧編輯方」と呼ばれるようになつた頃には、御家譜掛が管理していたこと、④旧藩時代の記録奉行、明治前期の御家譜掛、明治中後期の磯邸編輯方、明治末期の御家譜掛は、いずれも職務として磯邸蔵の文書の出納に携わり、家譜編纂を行つていたこと、⑤磯邸編輯方作成・収集史料は、大正初年には島津家臨時編輯所の所員によって利用され、同十二年（一九二三）に同所の史料として登録されたこと、⑥「島津家文書」の中には、磯邸編輯方作成・収集史料が含まれること、などから、大半が国宝指定を受けた「島津家文書」と狭義の「島津家本」を合わせたものが広義の「島津家本」であると認識している。

(2) 朴澤直秀「島津家本」の構成と形成過程」（東京大学史料編纂所研究紀要）第八号、一九九八年。

(3) 「島津家本」薩藩Ⅰ門十一類十三番。

(4) 「島津家本」薩藩Ⅱ門十一類二十六番。薩藩Ⅱ門（三類の一・二・五番・一

二六番・一二〇二番、四類の八番・十四番・十七番・二十七番・二十九番・百四十番・一八七番・一八八番、七類の二・二六番）、一般Ⅱ門八類三十二番の島津編纂ラベルの下に、この目録記載の番号が記されたラベルがあ

(5) 明治から昭和初期の「島津家本」の整理は、正確かつ丁寧で、現行の「島津家本」の架番号は、「島津編纂」ラベルに記載された番号と、小さ

なラベルに記された枝番号によって構成されている。ただ枝番号の振り方には若干問題がある。

- (6) 「島津家本」薩藩II門三類三十九番の二「得能家諸留」。
- (7) 「島津家本」薩藩I門十一類三十三番三一五番。
- (8) 「島津家本」薩藩I門十一類三十三番の八十九。
- (9) 「島津家本」薩藩II門三類二〇六番。
- (10) 五味克夫「島津家本旧記雜錄編纂の経過」『旧記雜錄 月報』二、一九八〇年、芳即正「解題」(『鹿児島県史料 齋宣・齐興公史料』、一九八五年)。
- (11) 「島津家本」薩藩II門十一類二十番の四。
- (12) 「島津家本」薩藩II門八類五十九番『椎葉山根元記』。
- (13) 「島津家本」薩藩I門十一類三十三番の二六九『桑原・贈畠郡役所管内一覧』。
- (14) 「島津家本」薩藩I門十一類三十三番の六十八。
- (15) 「島津家本」薩藩I門十一類三十三番の二九一。
- (16) 「島津家本」薩藩I門十二類三十三番の二六九『桑原・贈畠郡役所管内一覧』。
- (17) 「島津家本」薩藩I門七類七十六番。
- (18) 「島津家本」薩藩I門十二類三十三番の一〇〇。
- (19) 「島津家本」薩藩I門十一類二十番の五『白木御文書目録』。
- (20) 「島津家本」薩藩I門十一類十四番『島津家 小松家・町田家蔵書目録稿本』。
- (21) 「島津家本」薩藩I門一類五番。
- (22) 明治・大正の島津家の組織については、寺尾美保「明治大正期の島津家について—明治三十二年・大正十年の「職制」を中心に—」(『尚古集成館紀要』第六号、一九九三年)。
- (23) 「島津家本」薩藩I門十二類三十三番の一一二の一『薩摩陶器之温觴』。
- (24) 「島津家本」薩藩II門十一類十九番の四『御文書目録』。
- (25) 「島津家本」薩藩II門十一類二十番の五『白木御文書目録』。
- (26) 「市来四郎翁之伝記(附録)」(『史談会速記録』、第一百二十四輯)。
- (27) 『史談会速記録』(『史談会速記録』、第一百二十四輯)。

(28) 原口虎雄「島津家国事鞅掌史料」(『国史大辞典』第七卷項目、吉川弘文館、一九八六年)、芳即正「解題」(『鹿児島県史料 齋宣・齐興公史料』、一九八五年)。岩切美保「島津家文書と島津家の編輯事業」(『国語文薩摩路』三八号、一九九四年)、前掲朴澤論文。

(29) 「島津家本」薩藩II門十一類五番。この目録には、明治二十五年七月三十日の調査において確認された史料の書名と頁数が記されている。また別筆で書名二十二件分の追加書目あり。内表紙には、鉛筆書で「旧養穀社ニ於テ贍写ス」とあり。

(30) 島津忠重「ばばたき」(東京書院、一九六六年)。

(31) 「島津家本」薩藩I門十一類十一番。

(32) 「島津家本」薩藩II門十一類十九番『御文書目録』四冊、及び薩藩II門十一類二十番「白木御文書目録」六冊には、「元国事鞅掌史料」印が押され、赤鉛筆で線が引かれている。島津家磯邸内の蔵入の文書を出納しないのは、磯邸編輯方である。市来四郎の編輯方は、この部分には関与していない。『元国事鞅掌史料』印への赤鉛筆書は、誤りに気付いた者が訂正するために行つた記載と考える。

(33) 「島津家本」薩藩II門十一類十四番『編輯方書類』。

(34) 「島津家本」薩藩I門十一類十七番。

(35) 「解題 伊地知季安・季通と薩藩旧記雜錄」(『旧記雜錄追録』第一巻、鹿児島県、一九七一年)。

(36) 「島津家本」薩藩I門十一類十三番。

(37) 「島津家本」薩藩II門三類十七番の一の一。

(38) 「島津編纂」ラベルの下に貼られた旧ラベルには一種類ある。一つは、「甲」・「丁」・「戊」の文字を記載したラベルで、約二×三センチ(横長に使用した場合)のものである。このほかにデザイン・寸法が少し異なるラベルが一種類あり、それは『古文書雜種雜記目録』記載史料の表紙にみられる「一五」という漢数字を記載したラベル、I門十二類に配架された史料の「島津編纂」ラベルの下に貼られた旧ラベルにおいて確認することができる。

(39) 前掲朴澤論文。氏は、各類の概要についても記され、一類は「文書類

(及びその写し、以下同様)」とされたが、筆者は、「文部省維新史料編纂事務局 所蔵図書目録」の「凡例」の「に（公文、上書、建白書）」に類似していると考える。
(40) この史料は、I門一二類三十三番内の史料に配架されるべきものである。